

北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付について

年度	内 容
昭和51	○ウタリ福祉対策の一環として、国庫補助を受け給付金として制度開始
昭和57	○給付制度から貸付制度に改正 ・国では、日本育英会法による育英資金の貸付制度との均衡上、公平の確保のため、貸付制度に改正 ・道では、国の制度改正を受け、貸付制度として条例を制定 ・国から、給付制度時代と比較して著しく変化を来さないよう配慮することとされ、減免規程を設ける (減免規程) (1) 死亡又は心身の著しい障害 (2) 長期所在不明 (3) 借受者の世帯が生活困難な場合
平成14	○貸付期間を「正規の修限年限」に改正 ・国庫補助により実施している同種の進学奨励費事業で、大多数の府県が貸付期間を正規の修業年限としていること、また、正規の修業年限を超えて長期間にわたり貸し付ける事例が多くみられることから、貸付期間を明示 ・正規の修業年限は、大学4年、医学等6年、短大2・3年 ・平成15年4月1日以降入学者から適用
平成19	○減免基準（生活困窮の場合）の改正 ・国から、貸付制度であることから返還する意識を持つ制度となるよう指導があり、改正 ・生活保護法の生活保護基準により算定する最低生活費を1.7倍から1.5倍に引き下げ
平成20	○猶予認定基準の改正 ・国から、債務の免除ではなく返済を猶予する措置を検討すべきとの指導があり、改正 ・猶予期間を卒業から3年間と規定 ・減免の判定を卒業後1回から、卒業後と3年後の2回の判定より減免を判断と改正
平成22	○貸付の大部分が減免となっている実態から、返還が行われる制度となるよう改正 ・道議会において、事実上、貸付金のほぼ全額が免除となっている状況を全面的に見直すこととされたことから改正 ・連帯保証人制度の導入 (H23. 4. 1以降新規) 連帯保証人1名 ・所得基準の対象改正 (旧) 世帯合計の所得 → (新) 貸付者本人の所得 ・返還猶予期間の改正 (H23. 3. 31以前新規) 卒業の日から3年間 → (H23. 4. 1以降新規) 1年以内で最大5年間 ・生活困窮の判断基準改正 (H23年度新規) 給与所得者 年収400万円以下 (H24年度新規) 給与所得者 年収350万円以下 (H25年度以降新規) 給与所得者 年収300万円以下 ・減免対象（生活困窮が理由）の改正 (H23. 4. 1以降新規) 返還猶予を5年継続した場合